

# あらたまツーリズム販売促進支援業務委託仕様書

## 1 業務名

あらたまツーリズム販売促進支援業務

## 2 事業の目的

荒尾・玉名地域には、世界文化遺産である万田坑や日本遺産に認定された菊池川流域、伝統工芸品の小代焼等、歴史、文化、自然、温泉、食など豊富な観光資源に恵まれた地域である。これまで、これらの素材を活用した体験プログラムを造成し、モデルコースの検討やパンフレットの作成を行ってきたところであるが、旅行商品として一般市場に流通するには至っていない。

そこで、これらのモデルコースを基に、当地域でしか体験できないような付加価値の高いプログラム等をツーリズム商品として磨き上げ、流通事業者や観光客向けに情報発信し、営業活動、販売促進を行うことで、主に福岡や佐賀方面からの誘客も促進し、ひいては移住定住も見据えた県内外との交流人口の拡大を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 2 月 1 5 日（水）まで

## 4 委託業務内容

### (1) モニターツアーの実施

「あらたま TRIP 9 つの旅」で紹介しているモデルコースについて、一般消費者の受容性を検証するため、モニターツアーを実施する。

- ①実施時期 10 月～2 月上旬まで
- ②実施回数 9 コースのうち 5 コース以上を各 1 回以上
- ③実施方法 提案事項とし、オンラインによる実施も可能とする
- ④参加人数 1 回当たり 20 名程度を想定する
- ⑤参加料 無料
- ⑥その他 コース毎に参加者や利用施設等へのアンケートを行い、コース及びツアー全体の検証を実施する

### (2) 商談会等用 PR 動画等の制作

商談会や旅博等への出展に当たり、荒尾・玉名地域の PR を行うための動画及びパワーポイントによるプレゼン資料を制作する。動画については、3 分以内のものを 2 種類以上制作すること。

なお、動画で使用する映像や写真、音楽等については、肖像権や著作権の侵害が生じないような措置をとるとともに、動画に出演する役者等の権利について、継続的に費

用が発生する場合でも、当該費用は委託料に含めることとし、次年度以後においても発注者側では負担しないこととする。

### (3) 情報発信及び広告宣伝等

モニターツアーの実施や、PR 動画の公開について、SNS やメディア等を活用した効果的な情報発信を行うこと。実施方法は提案事項とするが、予算は 70 万円程度（消費税を含まない）を想定する。

## 5 成果物

成果品として次のものを納品すること。

- ①実績報告書 10 部
- ②記録写真等のデータ 10 部
- ③PR 動画 10 部
- ④アンケート結果一式 10 部
- ⑤その他、提案事項により作成した成果物一式

## 6 著作権等

- (1) 著作権等の取扱いについては十分に注意すること。
- (2) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関し著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり第三者が権利を有する著作物（映像、写真、音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4) 委託業務により作成した成果物の著作権及び画像の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属するものとする。

## 7 その他留意事項

- (1) 本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めた上で、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- (2) 業務の遂行に当たっては、発注者と随時打合せを行い、十分に協議を行った上で実施すること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、関係する法令を遵守すること。また、個人情報等の保護の徹底や業務上知り得た秘密の保持を行う義務がある。
- (4) 制作物の具体的な内容等については、事前に発注者と協議のうえ決定すること。
- (5) 納品前には、発注者に提示し、最終確認を行うこと。
- (6) 発注者は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について協力する。
- (7) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、発注者と協議することとする。